

公立大学法人山梨県立大学広報本部規程

(平成22年4月1日制定 法人第2501号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第18条第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学広報本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、公立大学法人山梨県立大学（以下「本学」という。）における広報活動を機能的かつ効率的に行うとともに、本学の情報処理システム及びネットワーク等の情報基盤を総合的・統合的に管理し、全学的な情報化を計画的かつ円滑に推進することを目的し、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 本学が行う広報活動の統括、広報に伴う渉外及び連絡調整に関する事項
- (2) 本学が有する情報の積極的な提供と活用に関する具体的な方策の立案及び実施に関する事項
- (3) 各種の情報収集に関する事項
- (4) ITを活用した政策の企画・実施に関する事項
- (5) 情報システムの開発・管理・運営・最適化に関する事項
- (6) ネットワークの安定稼働及びセキュリティ対策に関する事項
- (7) 各種業務システムの維持管理に関する事項
- (8) 各種業務システムの活用による業務効率の向上のための利用支援に関する事項
- (9) 情報リテラシー能力の向上に関する事項
- (10) その他本部が必要と認めた事項

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事
 - (2) 広報委員会委員長
 - (3) 情報委員会委員長
 - (4) 総務課長
 - (5) 経営企画課長
 - (6) 学務課長
 - (7) 社会連携課長
 - (8) 池田事務室長
 - (9) その他本部長が指名する者
- 2 本部に本部長を置き、前項第1号の者をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の業務を統括する。
- 4 本部長は、本部の会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第4条 本部の会議は、広報本部構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議事)

第5条 本部の会議の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は議決には加わらないものとする。

(意見の聴聞)

第6条 議長が必要と認めるときは、本部の会議に本部構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会)

第7条 本部の円滑な運営を図るため、広報委員会及び情報委員会を置く。

- 2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 本部の事務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年3月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。